特定事業所集中減算に係るQ&A（岩国市版）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 質問 | 回答 |
| １ | 　要支援の居宅サービス計画は、件数に含むのか。 | 　件数に含みません。 |
| ２ | 　訪問介護のサービスの一種である通院等乗降介助は件数に含むのか。 | 　件数に含みます。 |
| ３ | 　計画のみで実際の利用がなかった場合でも件数に含むのか。 | 　件数に含みません。　（紹介率最高法人の占める割合を出す計算の対象外とし、分母ともに計上しません。） |
| ４ | 　給付管理が月遅れとなった利用者の居宅サービス計画については、サービスを提供した月と給付管理を行った月のどちらで算定すればよいのか。 | 　サービス提供を行った月に算定してください。　　例）サービス利用５月、給付管理８月の場合　　　　　　　⇒５月で算定 |
| ５ | 　特定事業所集中減算の算定に当たって、対象となる「特定事業所」の範囲は、同一法人単位で判断するのか、あるいは、系列法人まで含めるのか。 | 　同一法人格を有する法人単位で判断してください。　　※平成18年４月改定関係Ｑ＆Ａ　Vol.2　問34 |
| ６ | 　１人の利用者に同一サービスを複数事業所位置づけた場合（月の途中でサービス事業所を変更した場合も含む）どのように計算するのか。 | 　法人毎に1件ずつ計上します。紹介率最高法人の占める割合を出す計算については、以下を参考としてください。1. （分子）同一法人の複数の事業所を利用する場合、その法人を位置づけた居宅サービス計画の数は１件となる。
2. （分子）１人の利用者が複数の法人からサービスを受ける場合、居宅サービス計画の数は法人毎にカウントする。
3. （分母）利用者１人につき、居宅サービス計画の数は、毎月１件であり、複数の法人からサービスを受ける場合でも、居宅サービス計画の数は１件とする。
 |
| ７ | 　減算はどの利用者が対象となるのか。80％を超えた法人を位置づけた利用者のみなのか。 | 　減算は、減算適用期間のすべての利用者に対する居宅介護支援費が対象になります。 |
| ８ | 　紹介率最高法人の割合を算出する計算に係る「80％を超える場合の端数処理」の取扱いについて | 　小数点第２位を切り捨ててください。 |
| ９ | 　現在、「休止届出書」を提出し、事業を休止中であるが、判定結果を報告する必要はあるのか。 | 　判定期間中に、１月でも給付管理の実績がある場合は、報告は必要です。　その場合は、「判定期間」中の開設期間に対する月割り平均で判定を行ってください。給付管理の実績がない場合、報告は不要です。 |
| 10 | 平成28年４月から対象サービスに地域密着型通所介護が加わったが、取扱いはどうなるのか。 | 　地域密着型通所介護については、通所介護とあわせて紹介率最高法人を計算することもできます。　※介護保険最新情報　Vol.553　　※介護保険最新情報　Vol.629　　問135 |

【参考】介護報酬改定に関するＱ＆Ａ

|  |
| --- |
| 対象となる「特定事業所」の範囲について（平成18年4月改定関係Ｑ＆Ａ　vol.2）　 |

（問34）

特定事業所集中減算の算定に当たって、対象となる「特定事業所」の範囲は、同一法人単位で判断するのか、あるいは、系列法人まで含めるのか。

（答）

　同一法人格を有する法人単位で判断されたい。

|  |
| --- |
| 特定事業所集中減算における「通所介護・地域密着型通所介護」の取扱いについて（平成28年5月30日　介護保険最新情報　Vol.553）　 |

（問）

平成２８年４月１日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところであるが、平成２８年４月１日前から継続して通所介護を利用している者も多く、通所介護と地域密着型通所介護とを分けて計算することで居宅介護支援業務にも支障が生じると考えるが、減算の適用有無の判断に際して柔軟な取扱いは可能か。

（回答）

平成２８年４月１日以降平成３０年３月３１日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。

|  |
| --- |
| 特定事業所集中減算について（平成30年3月22日　介護保険最新情報　Vol.629）　 |

　　（問135）

　　　平成２８年５月３０日事務連絡「居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて」（介護保険最新情報　vol.553）において、特定事業所集中減算における通所介護及び地域密着型通所介護の紹介率の計算方法が示されているが、平成３０年度以降もこの取扱いは同様か。

　　（答）

　　　貴見のとおりである。